

岩手県告示第 846 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 8 月 15 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 一戸山形線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町楢山字小木田 66 番 1 地先から字野場 17 番 1 地先まで	新	m 39.5～9.5	m 453.8
	旧	13.4～5.8	454.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 8 月 15 日から同年 9 月 15 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大更好摩線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第 26 地割 116 番 3 地先から第 20 地割 85 番 9 地先まで	新	m 15.8～8.2	m 81.0
	旧	13.2～6.4	81.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 8 月 15 日から同年 9 月 15 日まで